

ホームページ作成支援助成事業

予算額 500千円

1. 助成対象

県内の事業所における、茨ト協が定める下記費用とする。(消費税は除く)

対象費用等

- ・ 新規作成するホームページの制作委託経費（製作費等）
- ・ ホームページを新規開設するために必要な初期経費及び維持費（レンタルサーバ初期費用、ドメイン初期取得費用、保守費用）

★対象外

- ・ パソコン、タブレット、スマートフォン等のハードウェア購入費用。
- ・ 上記対象費用にない既存サイトの更新、部分修正等費用や広告費用等

2. 助成額

1事業者あたり50,000円を限度とします。

3. 対象期間

令和8年4月1日から令和9年3月15日までに支払いが終了しているものとします。

4. 実績報告及び助成金の請求

実績報告書に必要事項を記載し、以下の期日までに助成金を請求してください。

導入(取得)期間	申請期限
4月1日(水)～8月31日(月)	10月30日(金)
9月1日(火)～11月30日(月)	1月8日(金)
12月1日(火)～3月15日(月)	3月15日(月)

(添付書類)

- ・ 納品書明細書または契約書
- ・ 公開後のホームページ画面キャプチャ及びURL
- ・ 請求書・注文書
- ・ 支払いを証明するものの写し(領収書・振込書等)

5. 助成条件

茨ト協に加入し、かつ、会費の未納がない会員とします。